

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】

2

- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】

3

◇ 公 告

- 地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成（2件）【建設局総務用地部総務課】

4

北九州市告示第 246 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
61	小倉中間 線	八幡西区上香月三丁目 861 番 1 地先から 八幡西区香月中央二丁目 27 99 番 1 地先まで	9.0 ～ 21.7	79.4

北九州市告示第 2 4 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 6 月 2 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
6 1	小倉中間線	八幡西区上香月三丁目 8 6 1 番 1 地先から 八幡西区香月中央二丁目 2 7 9 9 番 1 地先まで

北九州市公告第 368 号

地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
北九州市小倉南区安部山 148 番 73
北九州市小倉南区安部山 148 番 75
北九州市小倉南区中吉田三丁目 1335 番 14
- 2 筆界案を確認することができる場所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
北九州市
- 5 意見の申出
令和 5 年 6 月 2 日から同月 22 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第 30 条第 3 項の規定により筆界の調査を行う。

北九州市公告第369号

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月2日

北九州市長 武内和久

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
北九州市小倉南区安部山148番33
北九州市小倉南区安部山184番4
北九州市小倉南区安部山184番8
北九州市小倉南区安部山184番22
北九州市小倉南区葛原一丁目3002番4
北九州市小倉南区葛原一丁目3002番13
北九州市小倉南区湯川四丁目166番4
北九州市小倉南区湯川五丁目569番6
- 2 筆界案を確認することができる場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
北九州市
- 5 意見の申出
令和5年6月2日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。
なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条第4項の規定により筆界の調査を行う。